

審議会等の会議結果報告

1. 会議名	令和6年度 第2回 松阪市建築審査会
2. 開催日時	令和6年11月6日(水) 13時30分から14時30分まで
3. 開催場所	松阪市議会第3、4委員会室
4. 出席者氏名	委員 北 勇人(会長代理)、倉田 巖圓 大月 淳、松本 裕子、太田 寿弘、福島 ひろみ 事務局 建築開発課 参事 水越 敏 課長補佐 大河内 英寿 指導防災係長 榊田 耕成 指導防災係 野呂 壮平 審査係主任 澁谷 和彦
5. 公開及び非公開	公開
6. 傍聴者数	なし
7. 担 当	松阪市建設部建築開発課 担当者 澁谷 電 話 0598-53-4071 F a x 0598-26-9118 e-mail kenka.div@city.matsusaka.mie.jp

令和6年度 第2回 松阪市建築審査会 議事録

日 時 令和6年11月6日(水) 13時30分～14時30分

場 所 松阪市議会 第3・4委員会室

出席者 委 員 北 勇人(会長代理)
倉田 巖圓
大月 淳
松本 裕子
太田 寿弘
福島 ひろみ
事務局 建築開発課 課長 水越 敏
課長補佐 大河内 英寿
指導防災係長 柘田 耕成
指導防災係主任 野呂 壮平
審査係主任 澁谷 和彦

傍聴者 なし

(事務局) 定刻となりましたが、建築審査会の開催に先立ちまして、事務局から報告事項がございます。

本日は、会長の大井委員が都合により欠席となりましたので、建築基準法第81条第3項の規定による会長代理に選任されている北委員に議長をお願いしたいと思います。

北委員、よろしく申し上げます。

(会長代理) 事務局からの報告のとおり、会長代理として議長を務めさせていただきますので、皆様よろしく申し上げます。

ただいまから令和6年度 第2回 建築審査会を開催します。

事務局から委員の出席状況を報告して下さい。

(事務局) 本日は、大井委員が都合により欠席されており、他の委員6名が出席されておりますので、松阪市建築審査会条例第4条の規定により、本審査会は成立しておりますことをご報告させていただきます。

(会長代理) それでは議事を進行いたします。

今回の審査会は、松阪市建築審査会運営要領第2「会議の公開」の規定により公開となっております。

事務局から傍聴者の状況を報告して下さい。

(事務局) 本日の傍聴者はございません。以上、ご報告させていただきます。

(会長代理) 事務局からの報告のとおり、本日の傍聴者はございませんでした。それでは、事項書に沿って進めて行きたいと思います。

(会長代理) 事項書の1番、議案に移りたいと思います。
本日の議案は1議案ございますのでご審議をお願いします。

1. 議案

○ 議案第1号

建築基準法第43条第2項第2号の規定に基づく許可にかかる同意

(会長代理) 議案第1号 建築基準法第43条第2項第2号の規定に基づく許可にかかる同意について、事務局から説明をお願いします。

(事務局) (説明)

(会長代理) ありがとうございます。それでは議案第1号について、ご意見、ご質問等はありませんか。

(委員) 育苗施設としては20日ほど使われるということですが、何をする施設か？

(事務局) 田んぼに植える前に小さな苗を育てる段階の作業になります。
先ほど平面図でご覧になっていた大きい方の部屋ですが、普段は農業用機械を保管するのですが、育苗の季節になったら物を外に搬出して20日間ほど使うということになっております。

(委員) 大体どれぐらいの面積を使う予定ですか？

(事務局) 農機具が置いてあるので、この部屋の全ての面積を使うものではないかなと思っております。

(委員) 逆に言いかえますと、農機具は普段どれぐらいの分量を置いておく？

(事務局) 基本的には事業でやっておられるので、かなりたくさんの農機具。耕耘機とか肥料散布機、草刈機等を置いておくのでかなりの量になるかなと思われま。

(委員) そこらあたりが育苗部分の用途として、あまりきちんと計画ができてないように思われるのですけれど。

(事務局) 育苗そのものがメインのものではなく面積までは確認できてないのですけれども、搬入搬出合わせて軽トラ 4 台程度だけと聞いておりますので、具体的な面積はないのですけれども、全部の面積使ってというレベルではないと考えます。

(委員) 20 日間の期間の規模感がどれぐらいかというところで、年間通して負荷はなくてもその 20 日間の負荷がかかることが想定されたりはしないのでしょうか。

(事務局) その 20 日間で軽トラ 4 台程度です。

(委員) これまで作業室、休憩所がなかったということで休憩場がつくということは、今まではそこに人が留まることが想定されてなかった？

(事務局) 休憩所については、今までが元の作業場の中で休憩されていたが、今度ちゃんとした部屋で休憩するようになるということです。作業員さんが増えるというわけではないのでその負担は変わらないと判断しております。

(委員) その辺が既存施設の部分で必要とされる部分と、今回新たに付け加えられた部分で生じることについて、もっと整理されるとわかりやすいかな。

何かそこら辺が少しぼやかされていることがひとつ気になる。

もう 1 つ最後になりますけれども、育苗施設だけを作るというふうにした場合は、これ認められるようになるのでしょうか。

(事務局) もしここで育苗施設だけで単体でやるとしても、当然どの規模でやるかによってというのはあるのですけれども、市街化調整区域でそういった農業経営の建物が建てられる場所というのもありますし、配置図のとおり高速に繋がるアクセス道路からすぐ 100 メートルも離れてない程度で、しかも幅員が 3.85 メートル以上の道に接しているという状況でもありますので、もし育苗施設単体であったとしても、おそらく許可できると判断してお諮りさせてもらうことになっていたと思います。

(委員) はい、わかりました。よろしいです。

(会長代理) ありがとうございます。
他にご意見、ご質問等はありませんか。

(委員) 新しい建物の倉庫が増えるということで貯蔵量としては増え、すぐ出すとはいえ貯蔵が可能になると思いますが米を運び出す車両、大きさ、種類、例えば今までは 2 トン車ぐらいだったのが大型が入ってくるなど車両の大きさや種類は変わらないでしょうか？

(事務局) 今のところ、おそらくは繁忙期に 2 トントラックが 1 日に 10 台ほど増えるということ聞いておりますが、基本的にこれを建てることによる米の出し入れの頻度、トラックの交通する頻度というのは変わらないということになっております。

(委員) 今の状態でも変わらないということですね。

(事務局) 変わらないです。

(委員) あと、南側で集落があるのですが、車の通過交通はどれぐらいか？

(事務局) こちらのスクリーンを見ていただくと、この泉の森とあるのですが、今指しているところの道路というのは非常に狭くなっておりまして、このもうちょっと南の方に 1 項 1 号道路 深長泉の森線 という道路が走っております。

こちらの南の集落の方はほとんどの人がここを通っており、この当該空地を通ることは非常に普段から少ないと判断しています。

(委員) 先ほどの貯蔵庫部分は図面で見るとすごく面積が少なく、一番広いところは、先ほどの倉庫と育苗施設に供するというので、すごく限られた貯蔵庫をつくる意味は何か。

(事務局) 現在は農機具はこの敷地内に保管されており、野ざらし状態で現在は保管されているという状況です。今ある機具を入れるための農機具倉庫となっております。

あと貯蔵部分が少ないのかなというおはなしですが、それにつきましては事業者を確認したところ、今までこういう場所が無かったので、持ってきて乾燥させた物は全部 J A へ持って行ったようです。

会社としては大きくされているところで年間 150 トン取り扱われているところとして、個別のお客さんと対応しなければいけないときがあるみたいで、そういう時用に少なくても 6 トン程度しか貯蔵ができないような場所です。

それを貯蔵しておくことで、個別のお客さんに対応できるように置いときたいということです。

確かに 150 トンのうち 6 トンというのは、すごく少なくてもどういう意味だろうということで確認させてもらったのですが、一応そういう個別対応できるように置いておきたい施設ということです。

(委員) そうするとそこで個別対応するときにはそんなに大きなトラックにはならないですけど、大量の交通量が出てくる？

(事務局) おそらく一般の方なので普通に乗用車なり、大きくても軽トラ程度。ほとんど負担の影響がないとのことですよ。

(委員) はい、わかりました。よろしいです。

(会長代理) ありがとうございます。
他にご意見、ご質問等はありませんか。

(委員) (異議なし)

(会長代理) それでは、議案第 1 号について、同意することといたします。
同意書へ押印いたしますので、事務局は準備をしてください。

(事務局) (同意書持ち回り、委員押印)

2. 報告事項

○ 令和 6 年度東海ブロック建築審査会協議会について

(会長代理) それでは、事項書の 2 番、報告事項「令和 6 年度東海ブロック建築審査会協議会について」事務局より報告をお願いします。

(事務局) (報告)

(会長代理) ただいまの報告について、何かご意見、ご質問はございませんか。

(委員) (異議なし)

(会長代理) 他にご意見、ご質問もないようですので、「令和 6 年度東海ブロック建築審査会協議会について」はこれで終了いたします。

(会長代理) 以上をもちまして、本日の議題はすべて終了いたしました。
なお、議事録の署名につきましては、倉田委員と福島委員にお願い
したいと思います。
円滑な議事進行にご協力いただきまして、ありがとうございました。
その後の進行は、事務局でお願いします。

(事務局) 北会長代理、ありがとうございました。

3. その他

○ その他

(事務局) それでは、事項書の「3. その他」でございしますが、次回、第3回の
開催予定について、ご報告させていただきます。

現在、ご審議いただく議案がございませんので、このまま議案が無け
れば、令和7年3月に、第3回を開催させていただきたいと考えており
ます。また、第3回の議事といたしましては、包括同意案件の報告と、
先日10月31日に開催されました「全国建築審査会長会議」の内容につ
いて、ご報告させていただく予定でございます。

以上で「3. その他」の事項といたしまして、ご報告させていただきます。

(事務局) それでは、以上をもちまして、令和6年度 第2回松阪市建築審査会
を終了させていただきます。

委員の皆さま、本日はありがとうございました。